## 経営管理権集皘計画策定後の事務】

林野庁 森林利用課 森林集積推進室令和5年4月

## 目次

1．経営管理権集積計画策定後の流れ
2．経営管理実施権の設定までの流れ
3．企画提案の留意事項
4．よくある問い合わせ
5．報告徴収（監督業務）
6．会計処理に関する指導
7．山林所得の計算方法

## 1．経営管理権集積計画策定後の流れ

経営管理権集積計画の作成
－計画内容の検討
市町村森林経営管理事業 or
経営管理果施榷設定
－経営管理権の取得

## 事前準備

－現地調査（立木調査，境界測量など）

予定価格の積算•経営管理実施権の設定の検討

- 調査結果の整理
- 森林整備事業の積算方法等を準用し積算


## 経営管理実施権の設定

- 選定要領等の作成
- 企画提案の公募•審査，民間事業者の選定
- 経営管理実施権配分計画の作成•公告

市町村森林経営管理事業
－一般競争入札，指名競争入札（入札公告）
－随意契約（見積書の徴収）

経営管理実施権者からの報告徴収（監督）

## 2．経営管理実施権の設定までの流れ（1）

## －森林経営管理法

第36条
1～2（略）
3 市町村は，経営管理実施権配分計画を定める場合には，
農林水産省令で定めるところにより，経営管理実施権を設定する民間事業者を都道府県により公表されている民間事業者の中から，公正な方法により選定するものとする。
4 都道府県及び市町村は，経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募及び公表並びに
経営管理実施権の設定を行う民間事業者の選定に当たつては，これらの過程の透明化を図るよう努めるものとする。

## －森林経営管理法施行規則（省令）

第33条 市町村は，公正な方法により民間事業者を選定するときには，都道府県により公表されている民間事業者に対し，経営管理実施権配分計画に定める事項について提案を求めるものとする。
2 市町村は，その提案を適切に審査し，及び評価するものとする。
3 市町村は，公正な方法により提案を求めるに当たつては，あらかじめその旨及びその評価の方法を公表する とともに，その評価の後にその結果を公表してするものとする。

| 審 |
| :---: |
| 基 |
| 基 |
| 集 |
| 公 |
| 表 |

## 


Point
この4ステップが担保
されることで，
選定の過程が透明化され，
公正な方法で選定した
と言える。


民間事業者に協議（同意を得た）上で，経営管理実施権配分計画を作成•公告

## 3．企画提案の留意事項（和歌山県の例）

市町村は，都道府県が公表している民間事業者の中から当該市町村内で経営管理実施権の設定を希望している全員 に対して公募する必要があります。

【例】那賀区域の市町村の場合

- 竹上木材株式会社
- 和海紀森林組合
- 木原造林株式会社勝浦事業所
- 株式会社上市屋銘木店

【公募の際に送付する資料】

- 企画提案を求める通知
- 選定要領
- その他参考となるもの（対象箇所の図面等）

集積計画をHPに公告していない場合は，集積計画本文も送付

那賀区域を希望す る4事業体に公募。

## 【事例（1）】企画提案に向けた工夫点

## －企画提案の留意事項 \｜愛知県岡崎市

見積時の経費と実際にかかった経費に差が生じ た場合の収益の取り扱いや所有者還元への考え方などを事前に提示することで，企画提案書がよ り正確に，選考もより公平になるよう工夫

|  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  <br>  <br>  |  |  |  |  |
|  |  |  | った全朗 <br> 水社金なとの | (1) |
|  | 钿 1 | 冈 2 | 刚3 | 刚 4 |
|  | $\begin{aligned} & 105 \\ & 105 \\ & 105 \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 105 \\ & 75 \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 105 \\ & 105 \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 10 \text { 万 } \\ & 75 \end{aligned}$ |
|  | $\begin{array}{\|l\|l} \hline 2 \sqrt{2} \\ 15 \end{array}$ | $\begin{aligned} & \hline 15 \\ & 15 \\ & 15 \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 2 \sqrt{25} \\ & 25 \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 1 \text { 友 } \\ & 1 万 \end{aligned}$ |
| 経䨘（見相D） | 9万 <br> 10万 <br> 4285017 | $\begin{array}{\|l} \hline 95 \\ 95 \end{array}$ | $\begin{aligned} & 95 \\ & \hline 75 \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 95 \\ & 75 \end{aligned}$ |
| 図林所有者へ运元 <br> （予定） <br> （実猿） | $\begin{aligned} & 10-(9-2)=3 \\ & 3 \sqrt{2} \\ & 10-(-1)=2 \\ & 2 \sqrt{5} \end{aligned}$ |  |  |  |

－${ }^{3} 1$

－9／2

 －＊
＊）

## －現地説明会の開催｜山形県最上町

企画提案に先立ち，提案書作成の際の注意事項の伝達と現地視察を行う説明会を実施し，公募に手を挙げる場合は出席を義務付け


## 4．よくある問い合わせ（1）（選定委員会，審査基準）

－選定委員会の設置は義務ですか。
義務ではありません。
民間事業者の選定の過程を透明化し，公正な方法により選定する必要があることを踏まえ，「事務の手引」では，標準的な方法として選定委員会の設置を位置付けています。このため，設置しない場合であっても，過程の透明化等を担保する相応の仕組みを検討する必要があります。
－委員は誰が適任ですか。所属や役職の決まりはありますか。


決まりはありません。市町村にあっても，担当課長あるいはそれ以上の役職を充てる例 もあります。選定過程の透明化等を考えれば，民間事業者の利害関係者を除いた上で，県（出先機関•公社）や国（森林管理局•署），森林総合監理士などを充てることも考えられます。役職は，既存の連絡会•協議会などを参考にすることも一案です。
－事務の手引の審査基準に独自に項目を加えてもいいですか。
問題ありません。地域に最適な民間事業者が選定されるよう工夫をお願いします。

## 【事例（2）】選定委員会の設置

## －委員への就任依頼文書 \｜山形県最上町

町•県•国の職員計6名で構成されており，町職員に ついては，林務部局の担当職員に限らず，関係課の職員も加えるなど，多様な視点からの意見を取り入 れるよう工夫


## －委員の選定 \｜愛媛県久万高原町

森林所有者の目線から企画提案の内容をどのように評価するかといった視点を取り入れるため，所有山林を自己管理している者（集積計画対象の森林所有者とは異 なる者）を委員として選定


## 【事例（3）】選定委員会の開催

## 口 選定委員会開催資料｜山形県最上町

1つの企画提案に際し，前後2回集まることとしており，企画提案の実施前は策定した集積計画について情報共有を行い，企画提案を締め切った後，現地説明会の開催状況なども添えつつ，企画提案書を基に選定委員会で審査


## 【事例（4）】審査基準の設定

## －独自基準の設定 \｜山形県最上町

林野庁「事務の手引」の審査事項に「町の林業振興及びエ ネルギー政策の推進への貢献度」，「森林の現況把握」を追加
$\Rightarrow 「$ 森林の現況把握については，第1回の企画提案時 に，現地調査を行つた事業者と現地調査を行わずに提案してきた事業者で見積額に大きな北離が生じ，審査 が困難となったため，第2回から審査項目に位置づけ

## －各項目の配点の調整 \｜愛知県岡崎市

「事務の手引」の項目を採用しつつも，所有者への還元額 の配点を減じ，技術提案に重み付け
$\Rightarrow$ 経営管理の実施体制については，現在の体制のみなら ず，これまでの実績を別個で評価するとともに，地域 への貢献度も事務所の所在と雇用創出をそれぞれ評価 ※あくまで実績や雇用を重視

| 審査事項 | 審査基準点 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （1）森林所有者に支払う金額 | 極めて優 <br> れている <br> 15 点 | $\begin{aligned} & \text { 優れて } \\ & \text { いる } \\ & 12 \text { 点 } \end{aligned}$ | 普通 <br> 9 点 | $\begin{aligned} & \text { やや劣 } \\ & \text { ってい } \\ & \text { る } \\ & 6 \text { 点 } \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 劣って } \\ & \text { いる } \\ & 3 \text { 点 } \end{aligned}$ |


| （6）技術的な提案 <br> （間伐後の林況に配慮し た施業方法） | $\begin{aligned} & \text { 極めて優 } \\ & \text { れている } \\ & 30 \text { 点 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 優れて } \\ & \text { いる } \\ & 24 \text { 点 } \end{aligned}$ | 普通 $18 \text { 点 }$ | $\begin{aligned} & \hline \text { やや劣 } \\ & \text { って } \\ & \text { る } \\ & 12 \text { 点 } \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 劣って } \\ & \text { いる } \\ & 6 \text { 点 } \end{aligned}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |

## 4．よくある問い合わせ（2）（評価～配分計画策定）

－存続期間や経営管理の内容について，留意すべきところはありますか。
＜全般的事項＞
配分計画は，集積計画に定めた範囲内でしか作れない点に留意してください。
集積計画に記載のない経営管理の内容や，集積計画の存続期間を超える内容の配分計画は策
定することができません。

## ＜存続期間〉

配分計画策定度，林業経営者は森林経営計画を作成することになります。その際，配分計画の存続期間が，森林経営計画の計画期間（5か年）を超える期間としておく必要があります。5か年を超えていない場合は，森林経営計画の認定を受けられません＊ので留意してください（認定 までの事務を踏まえるならば，6か年とか，余裕をもった期間設定が肝要です。） ＊森林経営計画制度運営要領（H24．3．26付23林整計第230号林野庁長官通知）

また，経営管理実施権の終期までに，法第39条に基づき林業経営者から最後の報告を受ける ことになりますので，その報告内容を確認することや森林所有者とのやりとりなどの事務を考 えると，経営管理実施権の存続期間が満了した後も，一定期間は市町村が経営管理権を有して いることが望ましいと考えられます（つまり，経営管理実施権の終期と経営管理権の終期が同日ということは避けるべきと思います）。

## 【事例（5）】配分計画策定時の工夫

## 期間の設定 \｜愛知県岡崎市

再委託を想定し，柔軟な企画提案や事業実行が可能となるよう，林業事業体の意見等も踏まえ，存続期間を15年に設定

－「経営に適さない」の判断 \｜埼玉県秩父市全ての集積計画で一旦企画提案を求め，提案がないことをもって「林業経営に適さな い」と判断


## 4．よくある問い合わせ4（公表，公告•縦覧する事項）

- 審査結果はどこまで公表する必要がありますか。
- 法令上，「結果を公表」とされているものの，公表の具体の範囲については明記されていません。選定の過程の透明性を証するものとして，評価結果（事業者の選定理由，提案者それぞれの評価理由や評価点など）を公表することが望ましいと考えます。
－配分計画を公告する際，何を公告•縦覧しなければなりませんか。
配分計画本文を公告•縦覧するとともに，権利が設定されている箇所が明示された図面を公告•縦覧してください（集積計画も同様です）。

なお，施行規則第34条に基づき，市町村の広報やインターネットの利用などを進めてください。当該権利が設定されていることが広く周知されることで，予期せぬトラブルを防ぐことができ ます（経営管理実施権は登記されるような権利ではありませんので，登記簿を確認しても権利設定の有無がわかりません。インターネットで広く周知することが重要です）。

そのほか，配分計画に添付される企画提案書•見積書については，今後の配分計画策定に向け た参考資料，あるいは競争性確保のため，市町村における情報の取扱いを踏まえ，ご判断くだ さい。

## 【事例（6】審査結果の公表

## －評価結果の公表：山形県山形市

https：／／www．city．yamagata－yamagata．lg．jp／jigyosya／nougyo／1006768／1006771／1004718．html
＞企画提案のスケジュールや提案書の様式，記載例等をHPに掲載
＞また，現地説明会の配付資料も掲載し，現地調査結果や所有者の意向も確認できるように配慮
＞民間事業者の選定にあたっては，選考結果とともに「審査の採点表」も公表し，選定の過程の透明性を確保


## 5．報告徵収（監督業務）

## －森林経営管理法

第39条 市町村は，林業経営者に対し，当該経営管理実施権の設定を受けた森林についての経営管理の状況その他必要 な事項に関し報告を求めることができる。

## －経営管理実施権配分計画 2共通事項（記載例）

（2）善管注意義務
（1）丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たつては，善良なる管理者の注意義務をもって甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。
（3）監督義務
乙は，丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで，当該森林において
経営管理が行われるよう努めなければならない。
（4）報告義務
丙は，乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

## －経営管理権集積計画 2共通事項（記載例）

（2）受託者の義務
（2）経営管理実施権配分計画が定められた場合は，（中略）。また，乙はこの経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において，経営管理実施権者に対して監督責任のみ負う。
－経営管理（伐採，造林及び保育）の実施状況や販売収益から留保している再造林•保育 に要する経費の状況，林業経営者の経営状況等について報告を受け，当該経営管理実施権 が円満に履行されているか監督するようにしてください。
－また，記載例のように年1回に限ることなく，伐採，造林及び保育の1事業区ごとに報告を受け，進捗を管理することも検討してください。

# 6．会計処理に関する指導 

## －森林経営管理法

第38条 林業経営者は，販売収益について伐採後の植栽及び保育に要すると見込まれる額を適切に留保し，これらに要する経費に充てることにより，計画的かつ確実な伐採後の植栽及び保育を実施しなければならない。

## －経営管理実施権配分計画 2共通事項（記載例）

（8）甲への通知
当該森林について販売収益が生じた場合，丙が甲に対して販売収益，伐採等に要した経費等に係る明細書 を通知するものとする。
－木材が販売された場合，森林所有者は山林所得として確定申告することとなります。このため，森林所有者は，木材（立木）の販売収入や経費等を把握する必要があります。
（山林所得＝木材の販売収益一必要経費（伐採費等）一特別控除額）
－特に，主伐するに当たつて，林業経営者が留保した預かり金は，必要経費に含まれない点につ いて，森林所有者に十分に周知するよう林業経営者に指導しましょう。金銭のフローとしては森林所有者に渡りませんが，森林所有者の山林所得の一部をなしているものであるため，預り金の金額を森林所有者にお知らせください。
－林業経営者が木材を販売した場合，販売収益や伐採•販売経費等について，森林所有者に明細書を通知する必要がありますが，配分計画策定時に提示した見積金額であらかじめ精算して いる場合にあっては，実際の木材の販売収入や経費等に係る明細書を通知する必要はありま せん（森林所有者の山林所得は見積金額で精算し，確定しているため，その後を把握する必要 がありません）。

## 7．山林所得の計算方法（賏聼熲せ精算した場合）



【見積額で実施する場合の注意事項】
－実際にかかった経費と見積額に大きな乘離が生じ，事業者負担が大きくなるといったことがないよ う企画提案の際には事前に現地調査を実施するなど，より正確性の高い企画提案となるよう留意 （必要に応じて，市町村から説明）

## 7．山林所得の計算方法（紾瀬 6 精算する場合）



